

高齢者による高齢者のサポート 高齢者が安心して暮らせる仕組みづくり

独立行政法人福祉医療機構(WAM)が行う社会福祉振興助成事業(WAM助成)は、国庫補助金を財源とし、高齢者・障害者などが地域のつながりのなかで自立した生活を送れるよう、また、子どもたちが健やかに安心して成長できるよう、NPOやボランティア団体などが行う民間の創意工夫ある活動などに対し、助成を行っています。

今号では、WAM助成を活用した特定非営利活動法人寝屋川あいの会の取り組みを紹介します。

サービスの提供を行ってきた。

今年4月の介護保険法の改正に伴い、介護保険の要支援1、2の予防給付の一部(介護予防訪問介護、介護予防通所介護)は介護保険給付の対象外となり、

先進的な生活支援サービスとして注目

高齢者の単独・夫婦のみの世帯が増加し、日常生活における不自由さを抱えていることや、地域で孤立していることが社会的な課題として指摘されている。このような状況のなか、平成21年に開設した大阪府寝屋川市の「寝屋川高齢者サポートセンター」は、日常生活で課題を抱える高齢者に対して、元氣な高齢者が活動員となり、家事や外出の付き添い、話し相手など、介護保険外のインフォーマル

◆法人概要

〒572-0042
大阪府寝屋川市東大和町1-1
しみずビル2階
TEL: 072-801-1871
FAX: 072-801-1872
URL: <http://ainokaisakurane.jp/>
設立: 平成13年4月
理事長: 三和 清明

生活支援サービスとあわせ市町村の介護予防・日常生活支援総合事業として実施されることから、介護事業者だけでなく地域のNPO法人やボランティアにも、サービスの担い手としての役割が求められており、同センターの活動は先進事例として注目を集めている。

この寝屋川高齢者サポートセンターは、特定非営利活動法人寝屋川あいの会が中心となって開設し、運営主体となっている。

同法人は平成13年4月の設立以来、地域コミュニティの活性化を図ることを目的に、地域の元氣な高齢者による有償ボランティア活動に取り組み、高齢者支援、子育て支援、まちづくりを実践してきた法人である。

21の団体・事業所が参画 運営協議会には

寝屋川高齢者サポートセンターを開設した経緯について、同法人理事長の三和清明氏は、次のように語る。

「インフォーマルサービスを求める高齢者は増えていますが、人材が不足する介護事業者にとっては介護保険対象外の生活支援サービスへの対応が負担になっている、という話を聞いたことが開設のきっかけとなりました。地域住民によるインフォーマルサービスの強化を図るため、NPO法人や介護事業者

● 助成実績 ●

○平成26年度

「生活支援システム確立で高齢者孤立防止事業」
(助成額: 739.9万円)

事業概要: 高齢者の単独・夫婦のみ世帯が増加し、日常生活上の不自由さや地域での孤立等の課題が生じていることから、高齢者が安心して生活できる生活支援システムを確立することを目的に、支援の担い手となる高齢者の確保・資質向上を図る活動参加フォーラムの開催や活動参加者等の居場所の常設および広域での生活支援の事業開始に向けた研修会等を実施する事業





▲寝屋川高齢者サポートセンターの事務所。事務所内に活動員の居場所を常設し、日頃から活動員同士やコーディネーターがコミュニケーションを図ることで円滑な連携が可能になっている

等が、福祉関係者や行政と協働して『高齢者が安心して暮らせる寝屋川市』の実現に向けた検討をする運営協議会を発足させました。その後、平成21年5月にサポートセンターの事業をスタートしています」。

協議会には、NPO法人や介護事業者のほか、社会福祉協議会、自治会、老人クラブ連合会、医師会・歯科医師会・薬剤師会など、21の団体・事業所が参画しており、行政はオブザーバーとして参加している。

同センターが実施する生活支援サービスの仕組みは、①生活支援を求める利用者から相談を受けた地域包括支援センターや社会福祉協議会、ケアマネジャー等が必要に応じてサポートセンターに相談・紹介、②サポートセンターに配置されたコーディネーターは、利用者からの相談に対し、事業に参加する15のNPO法人・介護事業者等がそれぞれに用意する掃除、配食、外出の付き添いなどの生活

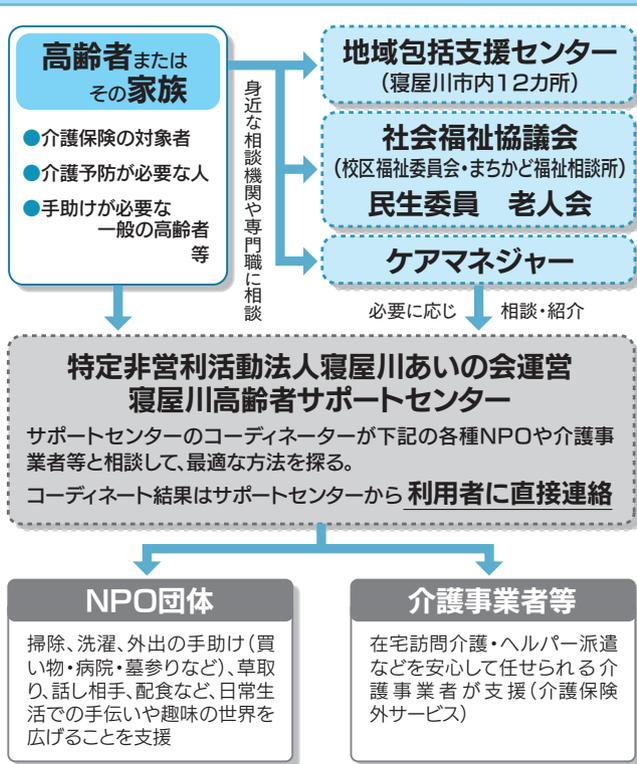
支援をはじめ、趣味に関する多彩なメニューのなかから最適なサービスをマッチングし、活動員を派遣する流れとなっている(左図)。

**ボランティアを有償にすることが
仕事への責任感や生きがいにつながる**

有償・無償に関わらずボランティアへの参加者が減少傾向にあるなか、高齢者を支援の担い手にした理由は、子育て期を終えたり、定年退職後の自由な時間のある高齢者が多くいたことに加え、同世代間の助けあいの意味をもたせるねらいもあった。また、高齢者同士であるため、お互いの気持ちを理解しやすいことから質の高い支援につながる相乗効果も生まれている。

また、事業の特徴として、活動員はわずかではあるが謝礼を受けとる有償ボランティアとして、利用料金はNPO法人のサービスの場合、基本的に1時間800円を設定(介護事業者は1時間1600円)。このうち600円が活動員への謝礼となり、残りの200円が参加NPO団体等の運営費に充てられる。

◇サポートセンターの仕組み◇



有償にすることにより、安定した事業運営を継続していくとともに、利用者が気兼ねなく依頼することができ、活動員にとっても仕事に対する責任感や生きがいになるなど孤立防止にもつながっている。

現在、活動員は同法人だけで108人の登録があり、サポートセンター全体では約200人にのぼる。この活動員と適切なサービスをマッチングするコーディネーターは、同事業において大きな役割を果たしている。コーディネーターの役割について、同センターのコーディネーターを担当する佐藤悦子氏は、次のように語る。

「コーディネーターは利用者さんの相談に對して、丁寧に対応するとともに、適切な支



援にスピーディーにつなげていくことが求められます。そのためにも日頃から活動員や連携する関係機関とコミュニケーションを図り、すぐに対応してもらえらる関係性を築いていく必要性があります。また、支援するうえで悩みを抱えている活動員もいますので、安心して活動に参加してもらえようフォローしていくことも大きな役割となります」。

年間利用件数は 6年間で約33倍に

同事業の年間利用件数は、活動を開始した平成21年度の76件から22年度198件、23年度496件、24年度981件、25年度1604件、26年度2567件と着実に伸びており、6年間で実に約33倍となった。

「高齢化の進展に伴い、今後さらに利用者の増加や生活支援のニーズが多様化していくのは明らかであり、新たな活動員の確保や資質向上を図るなど、支援体制の強化は不可欠となっております。ま



り暮らし高齢者世帯に配布し、年間支援件数は前年度の1.6倍となる2567件に増加した

平成26年度の助成事業で作成した案内パンフレット。主にひとり暮らし高齢者世帯に配布し、年間支援件数は前年度の1.6倍となる2567件に増加した

た、当事業に対する関心が高く、各方面から同様の活動を開始したいと、仕組みについての相談や問い合わせが多く寄せられています。そのため、支援体制を強化するとともに、広域での生活支援の事業開始に向けた取り組みをスタートしました」(三和理事長)。

WAM助成を活用し、 体制強化と事業の広域 化に取り組む

この支援体制の強化と広域ネットワーク推進への取り組みは、平成26年度WAM助成を活用し、「生活支援システム確立で高齢者孤立防止事業」として実施した。

同事業は、高齢者が安心して生活できる生活支援システムを確立することを目的に、①コーディネーターの増員、活動参加フォーラムの開催、活動参加者等の居場所の常設、②PRパンフレットの作成・配布、③広域での生活支援の事業開始に向けた研修会の開催、④報告書の作成およびホームページの制作を実施した。

支援体制の強化では、常勤のコーディネーターを2人から3人に増員したことで、より高齢者の生活支援ニーズにあった支援活動へのスピーディーなマッチングが可能となった。また、団塊世代等の元気な高齢者や、登録する活動員等を対象にした活動参加フォーラムを2回開催し、計98人の参加者を集めて

活動を広げる情報発信に注力

特定非営利活動法人寝屋川あいの会
理事長 三和 清明氏



寝屋川高齢者サポートセンターは、平成21年の開設以来、地域に根ざした活動に取り組んできました。高齢者が高齢者を支える仕組みは、支援に入ったときに人と人のふれあいや見守りの効果があるだけでなく、支援者にとっても生きがいになるなど、双方の孤立防止につながることでも注目されています。

現在の課題として、高齢化の進展により生活支援ニーズの増大と多様化への対応に加え、介護保険制度の改正により要支援者への生活支援サービスが市町村に移行することで、その担い手の増強と資質の向上が不可欠となっています。

今後さらにNPO法人や介護事業者等が福祉関係団体・行政と力を合わせて「高齢者が安心して暮らせる寝屋川市」の実現に向けた取り組みを進めるとともに、全国に同様の活動が広げられるよう情報発信にも力を入れていきたいと考えています。

いる。フォーラムのプログラムでは、サポートセンターの活動報告や認知症をテーマにした講演会を実施し、支援活動への参加を呼びかけるとともに、活動員の資質向上を図っている。

さらに活動員や支援活動に関心がある人などが気軽に集まれる居場所として、同法人の事務所内にサポートルームを常設し、日常的に活動員同士やコーディネーターが情報交換やコミュニケーションが図れる環境を整えた。

「サポートルームでは、活動員の資質向上のため、福祉活動の情報提供や活動時のマナーなどの勉強会も行っています。ただ、性別によって向いている支援活動の内容が違ふことや、男性は自分の得手の活動以外には関心を示さない傾向があるため、男性と女性の



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。著作権者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断わりいたします。

部に分けて開催しました。その結果、男性活動員による『庭の手入れ・日曜大工・屋内工事』の活動グループが立ち上がりました(三和理事長)。

助成事業ではそのほかに、生活支援を必要とする地域の高齢者に向けて、サポートセンターの利用案内パンフレットを3万部作成し、ひとり暮らしの高齢者世帯を中心に配布した。

広域ネットワーク推進への取り組みでは、サポートセンター設立の要望のあった大阪府の12市・区ごとに推進研修会を開催した。主な参加者は、社会福祉協議会で、各地域にあったサポートセンターの仕組みやネットワークづくり、工程等についての研修を行っている。その後、具体的に取り組みが進められそうな堺市、高槻市、大阪市旭区の3市・区では、多様な主体が参画し、生活支援サービスを推進する機能を担う協議会の設立に向けた研修会を実施し、さらに堺市においては、支援の担い手を呼びかける活動参加フォーラムを開催するに至っている。

「そのほかにも具体的かつ実践的に事業を推進するリーダーの育成が必要になるため、推進リーダー研修会を2回開催しました。寝屋川市では当法人が中心となっておりませんが、他地域で実施する際には社会福祉協議会がその役割を担うことが一番現実的だと考えたことから、大阪府と大阪市のすべての

活動員として 現場の実態やニーズを掴む



特定非営利活動法人寝屋川あいの会
寝屋川高齢者サポートセンター
コーディネーター 佐藤 悦子氏

寝屋川サポートセンターの開設時からコーディネーターをしています。活動員である元気な高齢者の能力は大変素晴らしく、日常生活で不自由を抱える高齢者に対して、心を込めて手助けをしてくれ、地域のお役に立てることに

生きがいを感じていただいています。

コーディネーターの業務では、利用者からの相談をしっかり把握し、支援にスピーディーにつなぐことが求められるのですが、事務所が活動員の居場所になっていることで、日頃からコミュニケーションがとれ、円滑な連携が図れる環境になっています。また、事務所にいるだけでは現場の実態やニーズを掴むことができませんし、活動員の皆さんもついてきてくれませんので、休みの日には活動員の一人として支援に入ることも大切にしています。

他地域でサポートセンター設立に向けた活動が始まる

社会福祉協議会に参加を呼びかけ、多くの参加を集めることができました(三和理事長)。

さらに、大阪府と同様の研修会を兵庫県神戸市と尼崎市においても開催しており、神戸市では居場所づくりに関する要望が高かったことから居場所コーディネーターの養成に特化した研修会を実施している。

助成事業の成果としては、パンフレットの配布や支援体制を強化することで、前年度の1・6倍となる2567件の生活支援に対応することができた。現在は、事業が地域に浸透しているためリーダーも多く、かつて相

談窓口の中心であった相談機関等を経ずに、直接サポートセンターに支援を依頼してくる利用者が8割以上を占めるという。

平成23〜25年度に開催した活動への参加を呼びかける「活動参加フォーラム」では、約70人の新規登録があり、平成26年度事業では、その70人を含む活動員の資質向上や実活動への誘導に注力したことで、登録者のほぼ全員が実活動に結びつくなど大きな成果をあげた。

また、波及効果として、他地域でサポートセンターの設立に向けた活動が始まっており、京都府、滋賀県、奈良県において広域ネットワーク推進に向けた取り組みが実施されている(平成27年度WAM助成)。

日常生活で課題を抱える高齢者を支えるとともに、支援する高齢者にとっても生きがいにつながる同事業が全国に展開されることが期待される。



社会福祉振助事業
に関する
お問い合わせ

助成事業部 助成計画課 (助成事業の広報に関するお問い合わせ)

TEL : 03-3438-4756

助成事業部 助成振興課 (助成事業の審査・各種事務手続き、事業評価に関するお問い合わせ)

TEL : 03-3438-9942

FAX : 03-3438-0218 (共通)



この著作物は著作権法、国際条約およびその他の知的財産権に関する法律や条約によって保護されています。版權者(独立行政法人福祉医療機構)ならびに著作権者の許可を得ない複製(コピー)、再配布を、固くお断わりいたします。